
公共建築物の環境配慮整備指針

～営繕部における環境配慮の手引き～

住宅都市局営繕部 令和6年7月版

【目次】

1. 営繕部における環境配慮の取り組み背景
2. 環境保全施策の体系
3. 対象期間
4. 対象事業
5. 目標
6. 重点施策
7. 関係法令等による取り組み

1. 営繕部における環境配慮の取り組み背景

平成9年12月の京都議定書の採択に先立ち、平成9年11月に本市独自のCO₂削減目標として掲げた「2010年までにCO₂排出量を1990年の水準から10%削減することに努める」及び、平成11年度に策定された本市の地球環境保全に向けた計画である「名古屋市環境基本計画」を受け、住宅都市局営繕部では、平成12年度に「公共建築物の環境配慮整備指針」（以下「整備指針」という。）を策定しました。

また、平成21年度に「低炭素都市2050なごや戦略」の中で地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減目標として、2050年までに1990年比8割削減が明示され、令和5年度には「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」において、2050年の長期的目標達成のため、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比52%削減を目標とすると明示されました。

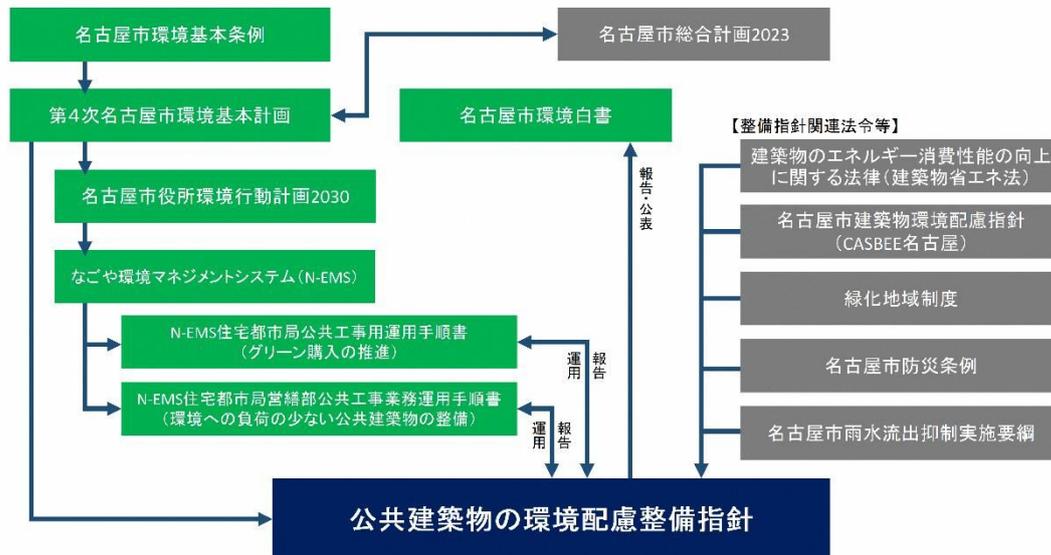
さらに、国際的にも、近年の地球規模における環境関連の取り組みとして、平成27年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）における、世界の温室効果ガスの排出量を今世紀後半に実質ゼロにすることを目標とした「パリ協定」の採択や、国連総会に持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択などがあり、環境問題への取り組みは喫緊の課題となっています。

この「整備指針」は、市設建築物の整備を担当する住宅都市局営繕部が、これらの上位計画に基づき、建築分野において取り組む部門別計画であり、主に新築・改築（増築・リニューアル改修を含む（以下同じ））において、営繕部内で環境配慮に関する取り組みを実践するための基準を定めるもので、これまで、太陽光発電、建物緑化、雨水流出抑制対策、高炉セメントの使用促進など、この「整備指針」に基づいた環境配慮整備の実績をあげています。

令和4年6月に『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』が公布され、国において建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化が講じられることおよび「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の策定と「名古屋市役所環境行動計画 2030」の改定に伴い、今般「整備指針」を改定することとしました。

営繕部では、市設建築物が長期にわたって社会的な役割を果たすことに留意し、整備指針に基づき、環境に配慮した施設整備に取り組むとともに、持続可能なまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

2. 環境保全施策の体系



3. 対象期間

令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）まで
（第4次名古屋市環境基本計画の終了年度と合わせる）

4. 対象事業

住宅都市局営繕部が整備する市設建築物

5. 目標

「整備指針」に基づき環境に配慮した市設建築物を整備し、持続可能なまちづくりを進める。

ターゲットとなる SDGs



6. 重点施策

第4次名古屋市環境基本計画の施策に基づく以下の営繕部の取り組みを重点施策とする。



(1) 公共施設の緑化（関係法令：緑化地域制度）

緑化地域制度に基づき、公共施設の屋上・壁面緑化、花壇、植栽帯などによる緑化を行います。

※一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合は、都市緑地法第34条に規定される割合以上の緑化が義務付けられています。



(2) 雨水利用の促進

雨水貯留槽を設け、雨水を便所洗浄水等に利用し、省資源及び環境負荷の低減を図ることを推進します。

※雨水貯留槽の設置が困難な場合、雨水タンクを設置し、屋外散水に使用することでも雨水流出抑制に寄与することができます。



- (3) 公共施設などへの再生可能エネルギーなどの導入（太陽光発電等）
温室効果ガスの排出抑制となる、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を推進します。



- (4) 公共施設の省エネルギー化の推進
(LED照明や高効率空調機器などの省エネ技術の導入)
高効率照明器具、用途に適した照明制御システムの導入および高効率空調機器・全熱交換器の採用を行うなどにより建築物のエネルギー消費性能の向上を推進します。

- (5) 環境性能の見える化
名古屋市建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）を利用し、環境性能をCASBEE ランクで見える化し、目標を定めることで環境配慮を推進します。

【CASBEE 名古屋の独自目標レベル】

- | |
|--|
| <p>➤市営住宅を除く2000㎡を超える新築・改築については、CASBEE名古屋Aランク以上</p> <p>➤市営住宅で2000㎡を超える新築・改築については、CASBEE名古屋B+ランク以上</p> |
|--|



- (6) 公共建築物の木造・木質化
「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、可能な限り木造化を推進し、木造化が困難であるものについては、木質化を推進します。

7. 関係法令等による取り組み

(1) ZEB 推進

「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、新築建築物の ZEB※化を推進します。

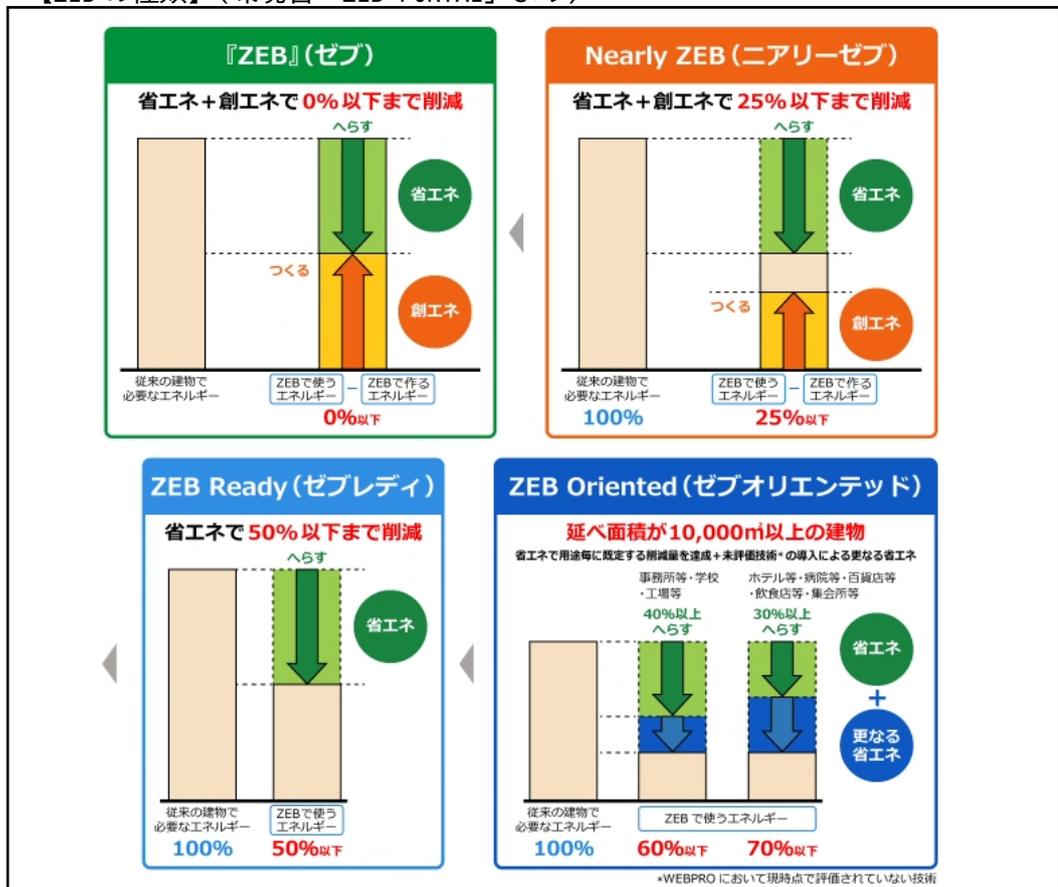
※省エネや再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを旨とする建築物である『ZEB』のほか、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented も含むものとする

【政府実行計画】（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日 閣議決定）より）

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

【ZEBの種類】（環境省「ZEB PORTAL」より）



(2) 雨水流出抑制対策



新築、改築、増築又はグラウンドの整備等の工事を行う場合、名古屋市内で特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為に該当するものについては、あらかじめ名古屋市長の許可を得る必要があります。それ以外についても、名古屋市雨水流出抑制実施要綱に基づき、敷地100m²あたり4m³の基準に適合します。市外における計画の場合は、上記取り組みを実施するとともに、計画地の存する市町村等により定められている基準があれば適合します。

関係条例等：名古屋市防災条例、名古屋市雨水流出抑制実施要綱、名古屋市雨水流出抑制実施細目、名古屋市雨水流出抑制施設設計指針

(3) グリーン購入の推進

「名古屋市グリーン購入ガイドライン」に指定された品目において、グリーン購入を推進します。



【公共工事対象品目】（名古屋市グリーン購入ガイドラインより）

土、アスファルト混合物、砕石、路盤材、割ぐり石、セメント、コンクリート二次製品、ブロック（インターロッキング）、堆肥、道路照明（LED）、タイル、配管材、型枠、工事用看板、木質ボード、照明器具（LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯）、建設機械、塗料

【設備等対象品目】（名古屋市グリーン購入ガイドラインより）

太陽光発電、太陽熱利用、エネルギー管理、節水器具・給水栓の採用

関係法令：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）、名古屋市グリーン購入推進指針、名古屋市グリーン購入ガイドライン、N-EMS 住宅都市局公共工事前運用手順書（グリーン購入の推進）